

**株式会社 百笑一輝
介護職員初任者研修（通信）学則**

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社 百笑一輝（以下「事業者」という。）

愛媛県西予市明浜町俵津4番耕地44番地

(目的)

第2条 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようになることを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修（通信形式）

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

百笑一輝 介護職員初任者研修事業（通信形式）

(年度事業計画)

第5条 平成30年度の研修事業は次のとおり実施する。

平成30年11月10日～平成31年3月2日（約4ヵ月間）

(受講対象者)

第6条 愛媛県および近郊在住で、通学可能な方

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額はすべて税込。）

内訳	金額	納付方法	納付期限
受講料	49,800円 (テキスト代3,240円込)	一括納入	受講開始前日まで

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	介護職員初任者研修テキスト	株式会社QOLサービス

(研修カリキュラム)

第9条 「愛媛県介護職員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業者指定要綱」に規定する介護職員初任者研修のカリキュラムに基づきます。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は次のとおりとする。

〒797-0111

愛媛県西予市明浜町俵津4番耕地44番地

有料老人ホーム めぐみの里

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は次のとおりとする。

講 師 名		講師の資格・経歴等
清家 真知子	兼任	介護福祉士・介護支援専門員 実務者研修教員講習会修了
河野 あゆみ	兼任	介護福祉士・介護支援専門員 実務者研修教員講習会修了
山内 安良	専任	介護福祉士・介護支援専門員 社会福祉士・精神保健福祉士 実務者研修教員講習会修了
福田 玲香	兼任	看護師 実務者研修医療的ケア教員講習会修了

(実習施設)

第12条 実習施設は次のとおりとする。

実習施設	実習所在地
デイサービスセンターめぐみの里	愛媛県西予市明浜町俵津4番耕地44番地
デイサービスセンター 海里	愛媛県西予市明浜町俵津4番耕地69番地1

(募集手続)

第13条 受講申込手続きは次のとおりとする。

(1) 研修事業者へ受講申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。

ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。

(2) 研修事業者は書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。

(3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

なお、開講日以降に受講生の都合により受講をキャンセルする場合、研修参加費用の返却は行わない。また、受講生の都合により科目の一部または全部を修了できなかった場合も、同様に研修参加費用の返却は行わない。

(4) 受講料等の納入を確認した後、教材を渡す。

(科目の免除)

第14条 次の者が研修を受講する場合は一部科目の免除を可能とする。

- (1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての1年以上の実務経験を有する者は実習科目を免除する。
- (2) 都道府県、市町村その他公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修事業を受講した者で研修開始日から遡って8か月以内に、履修した科目と重複すると認められる科目の受講を免除する。

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については次のとおり実施する。

- (1) 学習方法

添削問題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

- (2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の適格性・論理性に応じて、担当講師がA, B, C, Dの評価を行う。(A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満)

- (3) 個別学習の対応方法

受講生の質問については、FAX 0894-69-3102

又は電子メールkouno@muchachaen.jpにより受け付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は第9条に定めるカリキュラムを全履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められたものに対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が項目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、実技の試験も行う。
- (3) 認定基準は次のとおり、理解度の高い順にA, B, C, Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで評価を行う。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(研修欠席者の取り扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には「欠席届」を提出する。

(補講の取り扱い)

第18条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められた場合は、当該科目担当講師が個別補講を行う。個別対応補講費用は1時間500円とする。

(保険加入)

第19条 介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講料に含むものとする。

(受講の取消し)

第20条 次に該当するものは、受講を取り消すことができる。なお、この場合の研修参加費用の返却は行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

(修了証明書等の交付)

第21条 第16条により修了を認定された者については「愛媛県介護職員初任者研修事業実施要綱」に規定する修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第22条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、愛媛県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行に係る料金については900円を受講者の負担とする。

(受講料返還の方法)

第23条 受講料返還については、次のとおりとする。

- (1) 開講前日までに解約の申し出があった場合、受講料を全額返還する。
- (2) 開講後に解約の申し出があった場合、受講料の返還は行わない。
- (3) 受講料返還方法は、銀行口座振込とし振込手数料は本人負担とする。

(その他留意事項)

第24条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な処置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、受講申込時に本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。
 - ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
 - ・住民基本台帳カードの提示
 - ・在留カード等の提示
 - ・健康保険証の提示
 - ・運転免許証の提示
 - ・パスポートの提示
 - ・年金手帳の提示
 - ・国家資格等を有する者については免許証又は登録書の提示等

(2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応窓口	百笑一輝 介護職員初任者研修事業担当 ☎ 0894-69-3101
--------	-----------------------------------

(3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(4) 受講生等が実習等で知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することの内容受講者の指導を行う。

(施行細目)

第25条 この学則に必要な細則、並びにこの学則に定めない事項で必要がある場合は、本会がこれを定める。

この学則は平成30年11月1日から施行する。